

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
〇 一般乗合用のバスの取得に係る自動車税の環境性能割の非課税措置の対象となる路線の指定の一部改正		県民生活交通課	
〇 岡山県特定調達契約苦情検討委員会設置要綱の一部改正		会計課	
〇 包括外部監査契約の締結		行政改革推進室	
〇 救急病院の申出の撤回		医療推進課	
〇 救急病院の認定		〃	
〇 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退		健康推進課	
〇 道路の区域変更		道路整備課	
【公 告】		デジタル推進課	
〇 一般競争入札の実施		中山間・地域振興課	
〇 国土調査の成果の認証		〃	
〇 土地改良区役員の退任及び就任届		耕地課	
〇 基本測量の実施		監理課	
〇 公共測量の終了		〃	
〃		〃	
〇 道路の位置の指定		〃	
〇 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課	
〃		〃	
		担当課（室）	

◎岡山県告示第二百四十一号

平成二十三年岡山県告示第六百五十四号（一般乗合用のバスの取得に係る自動車税の環境性能割の非課税措置の対象となる路線の指定）の一部を次のように改正する。

令和三年四月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一及び二中「平成二十六年度分から令和元年度分」を「平成二十七年年度分から令和二年度分」に改める。

◎岡山県告示第二百四十二号

岡山県特定調達契約苦情検討委員会設置要綱（平成八年岡山県告示第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

令和三年四月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第一条中「千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書」を「二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。

令和三年四月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 包括外部監査契約の期間の始期

令和三年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用、執務費用及び実費とする。

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 上尾 洋平

住所 岡山県岡山市北区昭和町六番地一七号 STUDIO昭和町三〇四号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払をする。ただし、業務の実施上必要と認めるときは、前金払をすることができる。

◎岡山県告示第二百四十四号

次の病院については、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

令和三年四月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 総合病院玉野市立玉野市民病院

所在地 玉野市宇野二―三―一

二 撤回の時期

令和三年三月三十一日

一 病院の名称及び所在地

名 称 玉野三井病院

所在地 玉野市玉三―二―一

二 撤回の時期

令和三年三月三十一日

◎岡山県告示第二百四十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和三年四月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一	病院の名称及び所在地
1	名称
	玉野市民病院
2	所在地
	玉野市宇野二―三―一
二	認定年月日
	令和三年四月一日
三	認定の有効期限
	令和六年三月三十一日
一	病院の名称及び所在地
1	名称
	玉野三井病院
2	所在地
	玉野市玉三―二―一
二	認定年月日
	令和三年四月一日
三	認定の有効期限
	令和六年三月三十一日

◎岡山県告示第二百四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和三年四月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

辞退年月日

総合病院玉野市立玉野市民病院

玉野市宇野二―三―一

令和三年三月三十一日

エスマイル薬局さつき店

津山市押入一―三六―一六

令和三年三月三十一日

エスマイル薬局やかげ店

小田郡矢掛町矢掛二六八―五

令和三年三月三十一日

松岡ケミカル株式会社松岡薬局

笠岡市新賀二五四

令和三年三月三十一日

◎岡山県告示第二百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年四月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蒜山高原線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市蒜山富山根字大キレ六九四番二七 四地内	新	四〇・〇〃 七九・〇	五四・〇
真庭市蒜山富山根字大キレ六九四番二七 四地内	旧	七九・〇〃 八一・〇	五四・〇

〔一三八〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。なお、この入札は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十の二の規定による総合評価一般競争入札方式により落札者を決定する。

令和三年四月九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

令和3年度岡山県基幹システム共通基盤更新及び運用保守業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び岡山県基幹システム共通基盤更新及び運用保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

令和3年11月1日から令和8年10月31日まで

(4) 履行場所

岡山県総務部デジタル推進課の指定する場所

(5) 入札方法

総合評価一般競争入札により実施する。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに、令和3年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年岡山県告示第33号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務

の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 賃貸借する物品について、第三者から県に貸付けを行わせようとする者にあつては、当該第三者が岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿に登録されており、当該名簿の営業種目が、「大分類：9 その他、小分類：12 レンタル・リース類」であり、そのランクが「A」である者をあらかじめ選定しておくこと。

(7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格確認申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者は、次に掲げるところにより、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書の交付等

ア 交付期間

令和3年4月9日（金）から同月23日（金）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課システム管理班

電話 (086) 226-7266（直通）

FAX (086) 235-9737

電子メールアドレス digital@pref.okayama.lg.jp

また、岡山県総務部デジタル推進課のホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>）からダウンロードすることもできる。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付等

ア 受付期間

令和3年4月9日（金）から同月23日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

(1) イの場所に同じ。

ウ 提出書類

(ア) 入札参加資格確認申請書

(イ) 賃貸借する物品について2(6)に定める第三者による貸付けを行わせようとする場合にあつては、岡山県基幹システム共通基盤更新及び運用保守業務の賃貸借について入札説明書に定める書類

エ 提出方法

持参又は書留郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(3) 結果通知等

2(1)、(2)及び(6)の競争入札参加資格について審査し、適合又は不適合であった旨を通知する。また、2(3)から(5)まで及び(7)の競争入札参加資格については、5(4)の提案者説明会の終了後に審査し、不適合と認められた者に対しては、その旨を通知する。なお、競争入札参加資格が不適合と認められた者は、県に対して、その理由について説明を求めることができる。

4 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和3年4月9日（金）から同月23日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

3(1)イの場所に同じ。ただし、交付場所に赴くことが困難な者については、郵送等での交付を行う。この場合は、個別に上記3(1)イの場所に電話又は電子メールで連絡を行うこと。また、入札説明書については岡山県総務部デジタル推進課のホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>）からダウンロードすることもできる。

(2) 入札説明会

開催しない。

ただし、本県データセンター等の現地確認が必要な場合、仕様書とともに交付する「データセンター等の現地説明会の実施について」に従い、事前手続き等を行うこと。

5 入札及び開札等

この一般競争入札に参加する者は、入札書及び提案書を次のとおり提出しなければならない。なお、開札後、予定価格の範囲内の忘れ者に限り、提案書説明会を開催し、評価を行う。

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年5月20日（木）午前10時

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書及び提案書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、開札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書及び提案書を封印をして、3(1)イの場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書等在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)アの日時を記載したものに限る。）をもって令和3年5月19日（水）の午後5時までに到着するよう郵送等により提出すること。

(3) 入札方法

入札金額は、賃貸借料の総額とする。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額

に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 提案書説明会

ア 開催日

令和3年5月26日(水)

イ 場所

岡山市中区古京町一丁目7-36

岡山県庁分庁舎5階第505会議室

ウ 説明時間等

提案書の説明の時間は、内容説明30分及び質疑応答20分の計50分とする。開始時刻等の詳細については、入札終了後に予定価格の範囲内の価格をもって応じした者に対して通知する。

6 落札者決定基準

- (1) 入札価格に応じて、次のとおり価格評価点を与える。(配点1000点)
価格評価点=1000×(1- (入札金額×1.10) / 入札予定価格)
- (2) 提出された提案書の内容に応じて、次の評価項目により機能評価点を与える。(配点1000点)

評価項目	主な評価内容	配点
共通基盤構成の目的	共通基盤構成の基本方針	130
委託業務範囲	提案する委託業務の範囲 システム構成における委託業務範囲 責任範囲 契約方法 納品物	90

共通基盤更新業務要件	プロジェクトマネジメント 関連機構との調整及びマネジメント システム構成設計 ネットワーク設計等各設計 各共通基盤構成機器等 移行要件 試験 ドキュメント作成 教育訓練 共通基盤利用システム運用担当者支援 岡山県支援（更新業務） 共通基盤利用システム試験工程での共通基盤利用 における全体マネジメント 現行共通基盤支援 現行機器移動		550
	共通基盤運用保守業務要件	運用保守業務範囲及び方針の策定 運用作業 保守業務 ライブラリ管理 障害訓練 共通基盤利用システム支援 岡山県支援（運用保守） 運用保守体制	170
	機密保護	秘密の保持	10
	その他要件	仕様書にない提案 作業単価	50

(3) 落札者の決定方法

入札書に記載された入札価格が予定価格以下である者のうち、(1)の入札価格並びに(2)の評価項目により、価格評価点及び機能評価点の合計得点の最も高い入札者を落札者とする。なお、価格評価点及び機能評価点の合計得点が最も高い者が2者以上あるときは、機能評価点の高い者を優先する。

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否
要

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be procured :

Equipment replacement with operation and maintenance services with a common mission-critical system for Okayama Prefectural Government

(2) Contract period :

From 1st November, 2021 through 31th October, 2026

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

10 : 00 A.M. 20th May, 2021

(5) Contact point for notice :

Digital promotion division, Department of General Affairs, Okayama
Prefectural Government,

2-4-6 Uchisange, kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL : (086) 226-7266

令和3年4月9日 岡山県公報 第12284号

〔一三九〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和三年四月九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

調査を行つた者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
岡山市	平成三十年六月 令和二年二月	岡山市 地籍図及び 地籍簿	北区御津新 庄の一部	令和三年三月三十一日
倉敷市	平成三十年五月 令和二年三月	倉敷市 地籍図及び 地籍簿	児島小川四 丁目的一部 及び児島小 川五丁目の 一部	令和三年三月三十一日
倉敷市	平成三十年四月 令和二年二月	倉敷市 地籍図及び 地籍簿	老松町三丁 目的一部及 び老松町四 丁目的一部	令和三年三月三十一日
玉野市	令和元年六月 令和二年十月	玉野市 地籍図及び 地籍簿	東七区の一 部	令和三年三月三十一日
高梁市	平成三十一年四月 令和三年一月	高梁市 地籍図及び 地籍簿	松山の一部 （松山A地 区）	令和三年三月三十一日

〔二四一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

令和三年四月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県全域	測 量 区 域
基本測量（航空重力測量）	測 量 の 種 類
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	測 量 期 間

〔二四二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和三年四月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	岡山市東区九幡から同区西大寺三丁目
測量の種類	公共測量（二級水準測量）
終了年月日	令和三年三月二十九日

〔一四三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和三年四月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
高梁川水系	公共測量（航空レーザ測深、航空レーザ計測）	令和三年三月二十六日

〔一四四〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和三年四月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇五二号	令和三年三月三十 日	浅口市金光町占見新田二七八番九、 二七八番九地先道、二八一番七、二 八一番七地先水路	四・五〇〃 四・五二	三四・九〇

令和3年4月9日 岡山県公報 第12284号

〔一四五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年四月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市馬屋字沖田五五七―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区四御神三一三―一メゾンヴェルデB一〇一号室

安井 暢啓

安井 和恵

三 許可番号

岡山県指令建指第二六九号